工事内容確認チェックシート（竣工）
（バリアフリー性：等級４対応）

竣工現場検査時

現場検査申請書付表１－３－２

一戸建て等（一般用）
フラット35S
各工法共通

工事内容確認チェックシート（竣工）（バリアフリー性：等級4対応）

私は、竣工現場検査の申請にあたり、以下の基準について適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目（等級4）		確認内容（等級4）	現場確認欄 ☑	備考
評価方法基準の第５の９－１に定める高齢者等配慮対策等級の等級４又は５に適合していること	部屋の配置等	特定寝室と同一階に配置すべき室	■ 便所	■	
			■ 浴室	■	
		ホームエレベーターの設置	□ ホームエレベーターの開口部有効幅員が750mm（通路より直進できる場合は650mm）以上		
	段差	玄関出入口	■ くつずりと玄関外側の高低差20mm以下であること	■	
			■ くつずりと玄関土間の高低差5mm以下であること	■	
		玄関の上がりかまち	■ 360mm以下（踏み段[※1]を設ける場合）であること	■	
			□ 180mm以下（接地階に存する玄関で踏み段[※1]を設けない場合）であること		
			□ 110mm以下（上記以外の場合）であること		
		土間と踏み段との段及び踏み段と上がりかまちの段	■ 180mm以下（接地階に存する玄関）であること	■	
			□ 110mm以下（上記以外の場合）であること		
		浴室出入口	■ 20mm以下の単純段差であること	■	
		バルコニー出入口	■ 180mm（踏み段[※1]を設ける場合は360mm）以下の単純段差であること	■	
			□ 250mm以下の単純段差＋手すり		
			□ 180mm（踏み段[※1]を設ける場合は屋内側で180mm、屋外側で360mm）以下のまたぎ段差＋手すり		
		居室の部分の床その他の床（※2）	■ 300mm以上450mm以下であること	■	
		その他の床	■ 勝手口と上がりかまち以外は段差はないこと（5mm以内の段差が生じるものを含む）	■	
		日常生活空間外の段差	■ 日常生活空間外の床[※3]の段差はないこと（5mm以内の段差が生じるものを含む）	■	
	階段	階段がない場合	□ －	□	
		階段がある場合	勾配等 ■ 階段は所定の均一な勾配であること（勾配6／7以下、550mm≦踏面＋2×蹴上げ≦650mm）	■	
			蹴込み ■ 蹴込み寸法は30mm以下、蹴込み板の設置があること	■	
			形式等 ■ 最上段の通路等への食い込みがないこと	■	
			■ 最下段の通路等への突出がないこと	■	
			■ 回り階段の採用なし	■	
		階段が日常生活空間外	□ 所定の勾配等・蹴込み寸法に適合しているものであること	□	
		ホームエレベーター設置	■ 少なくとも片側に設置されていること（段鼻からの高さ700mm～900mm）	■	
	手すり	階段	□ 両側に設置されていること（段鼻からの高さ700mm～900mm）（勾配が45度超の場合）		
			□ 階段無し		
		便所	■ 設置（立ち座りのためのもの）	■	
		浴室	■ 設置（浴槽出入りのためのもの）	■	
		玄関	■ 設置（上がりかまち部の昇降及び靴等の着脱のためのもの）	■	
		脱衣室	■ 設置（衣服の着脱のためのもの）	■	
		転落防止手すり・手すり子	階段及び階下 ■ 腰壁、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること	■	
			2階以上の窓 ■ 窓台、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること	■	
			バルコニー ■ 腰壁、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること	■	
	通路及び出入口の幅員（日常生活空間）	通路	■ 有効幅員が780mm（柱等の箇所は750mm）以上であること	■	
		出入口	玄関 ■ 750mm以上確保されていること	■	
			浴室 ■ 650mm以上確保されていること	■	
			その他 ■ 750mm以上確保されていること	■	
			□ 工事を伴わない撤去等により750mm以上確保が可能であること		
	寝室、浴室及び便所（日常生活空間）	浴室の広さ	内法短辺 ■ 1,400mm以上であること	■	
			内法広さ ■ 2．5m²以上であること	■	
		便所	内法短辺 ■ 1,100mm以上であること	■	
			□ 便器の前方及び側方との距離が500mm以上（ドアの解放又は軽微な改造を含む。）であること		
			□ 軽微な改造により1,100mm以上確保が可能であること		
			内法長辺 ■ 1,300mm以上であること	■	
			□ 便器の前方及び側方との距離が500mm以上（ドアの解放又は軽微な改造を含む。）であること		
			□ 軽微な改造により1,300mm以上確保が可能であること		
			便器 ■ 腰掛け式であること	■	
		特定寝室	■ 内法面積12m²以上であること	■	

注1） フラット35S（優良な住宅基準（バリアフリー性））をご利用の場合は、本チェックシートではなく、「工事内容確認チェックシート（竣工）（バリアフリー性：等級3対応）」を利用してください。

注2） 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

※1） 踏み段の構造要件

設置部	段数	高さmm	奥行mm	幅mm	その他
玄関上がりかまち	1	180以下※	300以上	600以上	
バルコニー出入口	1	180以下	300以上	600以上	バルコニー端との距離1,200mm以上

※接地階以外の玄関の場合110mm以下

※2） 居室の部分の床の段差許容要件

位置：介助用車いすの移動の妨げとならない
面積：①3m²以上9m²（当該居室18m²以下の場合は当該面積の1/2）未満
②当該面積部分の合計が当該居室面積の1／2未満
辺：長辺1500mm以上（工事を伴わない撤去可）
その他：その他の部分の床より高い

※3） 以下に掲げるものはこの限りではありません。
玄関の出入口（勝手口を含む）の段差及び上がりかまちの段差、浴室の出入口の段差、バルコニーへの出入口の段差、室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差

20121001

等級４のチェックシートであることを確認します。

段差のない構造には、5mm 以下の段差が生じるものを含みます。

該当する項目全てに☑することが必要です。

一つの枠の中に２つ以上の□がある場合は、該当する仕様を1つ以上選択し、☑します。

玄関と脱衣室の手すりについては、設置されていることを確認し、☑します（等級３との相違点）。

手すり子内法寸法は、床面及び腰壁等又は窓台等からの高さで800mm 以内の部分で110mm 以下であることを確認し、☑します。

機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合、本工事内容確認チェックシートの提出は不要